



自治基本条例とまちづくり②④

2月号では、勝幡地区コミュニティ推進協議会の完成したビジョンを実現するための活動を紹介しました。

今月は、自治基本条例第37条(他の自治体等との連携)、第38条(最高規範性)について紹介します。



**第37条** 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力するよう努めなければなりません。

**第38条** この条例は、愛西市における自治についての最高規範であり、市民及び市は、この条例を守らなければなりません。

2 市は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合を図らなければなりません。

本市の条例・規則等は愛西市自治基本条例の趣旨に合ったものでなければなりません。このため、この条例の趣旨を尊重し、他の条例規則等との整合性を図る必要があります。

☎ 市民協働課 ☎(55)7113

梅雨が明けるこの時期は、最高気温が35℃以上の猛暑日が観測されるようになります。体がまだ暑さに十分に慣れていないため、熱中症による救急搬送が増加します。また、屋内でも室温や湿度によって発症することがあります。しっかりと対策をとって、熱中症を予防しましょう。

**熱中症とはどういう病気**

熱によって起こる様々な身体の不調のことをいい、暑さによって体内の水分・塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能が乱れてしまうことが原因です。めまい、立ちくらみ、体温上昇、倦怠感、嘔吐などの症状があり、ひどいとけいれんや意識を失うこともあります。

**熱中症の予防ポイント**

1 暑さを避けましょう。

- ・室内ではエアコンや扇風機、遮光カーテン、すだれなどを使用して室温を調節しましょう。
- ・夏季の天気の良い日はできるだけ日中の外出を控え、外出するときは傘や帽子を着用して休憩をとりましょう。
- ・通気性がよく、吸湿性、速乾性の高い衣類を着用し、必要ならば保冷剤、氷、



【熱中症に気を付けて】

冷たいタオルなどで身体を冷却して蓄熱を防ぎましょう。

2 水分を補給しましょう。

- ・運動中や作業中は無理せず、こまめに水分をとります。特に子どもや高齢者は体温調節がうまくできない場合があるので注意が必要です。
- ・入浴中や睡眠中、日々の生活の中でも、体の水分は失われていきます。のどが渇いたと感じる前に水分補給は計画的に行いましょう。特に経口補水液は食塩と砂糖を水に溶かしたもので非常に吸収性の良い飲み物であるのでおすすめです。

**熱中症になったときは**

- ・涼しい場所へ移動しましょう。
- ・衣服を緩めましょう。
- ・常温の霧状の水を身体に吹き付け、うちわなどで扇ぎましょう。
- ・水分を摂りましょう。しかし、意識がしっかりしていない方に水分を飲ませることは誤嚥(食物などが、なんらかの理由で、誤って気管に入ってしまう状態)する可能性があるため、注意が必要です。
- ・意識障害(受け答えや会話がおかしい)、運動障害(普段通りに歩けないなど)、けいれんなどの症状がみられる場合は、すぐに救急車を要請してください。

☎ 消防本部予防課 ☎(5)1109

